

木造住宅の 耐震改修計画書

作成費補助金

作成費の1/2 **最大5万円**



耐震改修工事を実施するためには、耐震化の方法等を検討・設計する必要があります。耐震改修計画書の作成費用の一部について補助をしています。
※耐震改修工事等との同時申請も可能です。

対象住宅の 主な条件

- **平成12年5月31日以前**の建築基準のもの
 - 市内にある**在来工法・2階建て以下**の木造住宅
 - **耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅**
- ※居住者のいない**空き家も申請可能**です！ (H12:2000年)

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「**所有している個人**」又は「**その親族**」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※耐震計画書作成前に申請する必要があります。

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

耐震診断 (現地調査による耐震性の判定)
⇒**無料**

耐震改修の補助を受けるには、耐震診断の結果「**倒壊の可能性あり**」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは
「耐震計画書作成」の案内です！

耐震改修計画書作成
(改修箇所の検討・設計)
⇒計画作成費の1/2
最大5万円を補助



耐震改修工事等
(工事・現場立会)
⇒工事費等の1/2
最大93万円を補助

ブロック塀等 撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
対 象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
補助金額：最大20万円 (通学路等は最大30万円)

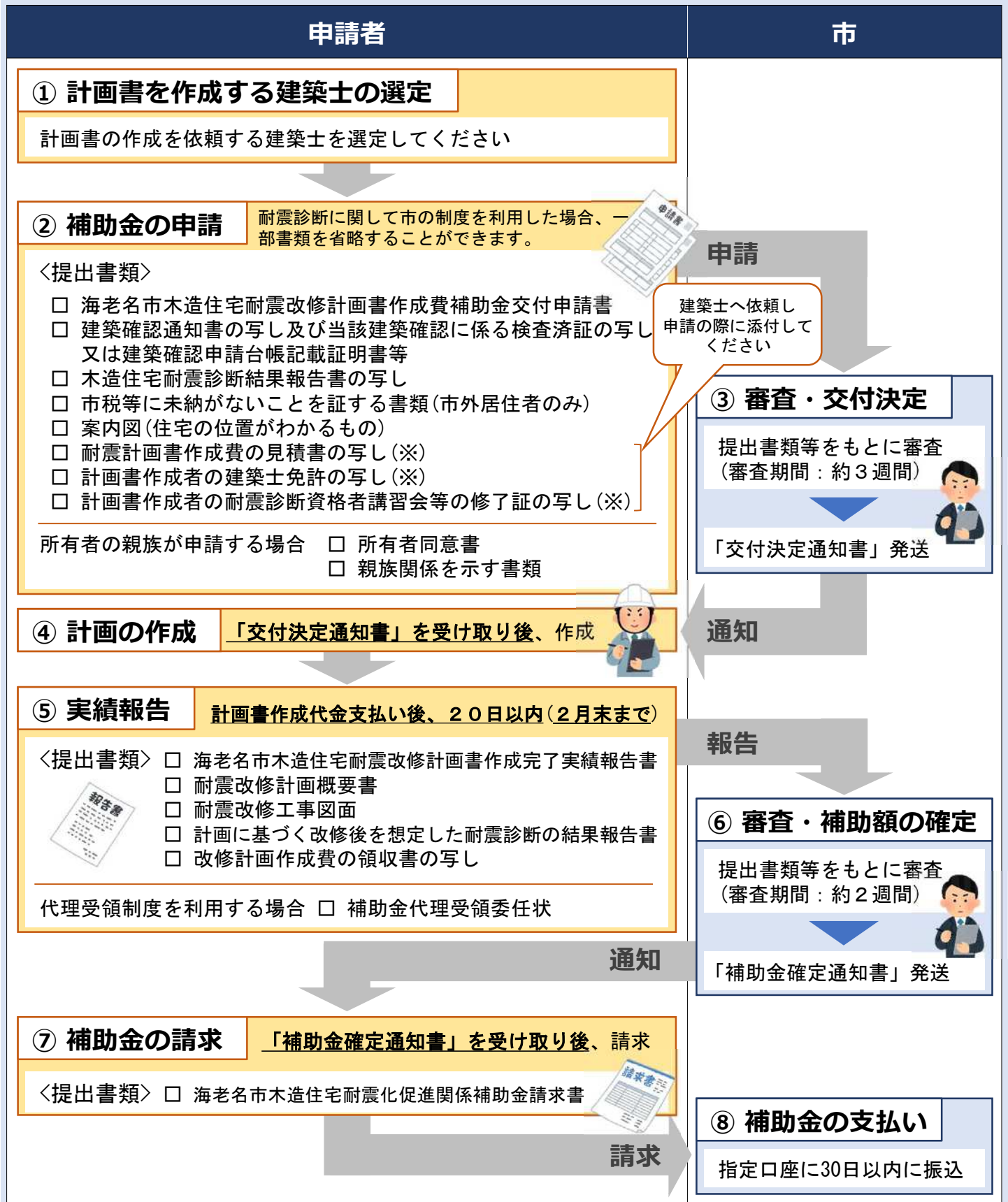


問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R8.4作成

木造住宅耐震改修計画書作成費補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R8.4作成

関連補助制度の紹介 ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
 対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
 補助金額：最大20万円(通学路等は最大30万円)

